

平川市奨学金返還支援事業補助金のご案内



平川市では、奨学金を返還する方の就労初期における経済的負担軽減のため、奨学金返還額の一部を補助します。

●対象となる人

補助金の交付申請の日において次の①～⑥の全てを満たす方が対象です

- ① 交付申請日から本市に**5年以上定住する意思のある方**
- ② 交付申請日の属する年度の末日において**満29歳以下の方**
- ③ 大学や高校等の在学していた期間に奨学金の貸与を受け、自ら奨学金を返還している方
- ④ 就労等している方(詳しい要件は市HPをご覧ください)
- ⑤ 奨学金の返還に係る他の制度による補助金等を受けていない方
- ⑥ 市税等を滞納していない方

●対象となる奨学金

- ・日本学生支援機構の第一種奨学金 および 第二種奨学金
- ・平川市奨学金貸与条例の規定により貸与する奨学金 など



●補助上限額

1会計年度につき **最大20万円**

※補助金額は奨学金返還額または20万円のいずれか低い額となります。なお、繰上返還及び年度を超えて延滞した奨学金の納付等にかかる返還額は含みません。

●補助対象期間

最大5年間

※ただし、交付申請日の属する年度の末日において満29歳となるまでの期間

●申請期間

資格認定申請 (**初年度のみ**) : 4月1日～12月末まで

交付申請 (**各年度必要**) : 3月1日～3月末まで

申請手続きの詳細は裏面をご覧ください



やっぱりここだね、
平川市
NOSTALGIC CITY HIRAKAWA

【お問い合わせ先】

平川市総務部 政策推進課 政策推進係

☎0172-55-5737

✉seisaku@city.hirakawa.lg.jp

詳しくはコチラから



①資格認定申請 : 補助対象者の要件に該当する者として認定を受けるための申請をします。

◎申請期限：4月1日から12月末日まで

【必要書類】

- 平川市奨学金返還支援事業補助金資格認定申請書(様式第1号)
- 奨学金を貸与する機関が発行する奨学金の借入額、返還開始日、返還期間を証する書類(例:奨学金貸与証明書や償還表など)
- 誓約書兼同意書(様式第2号)

①資格認定申請は、初年度のみ手続きが必要です!

②交付申請 : 資格認定後、対象経費の支払いが分かる書類を添えて、交付申請します。

◎申請期限：各年度3月1日から3月末日まで

【必要書類】

- 平川市奨学金返還支援事業補助金交付申請書(様式第4号)
- 当該年度に奨学金を返還した額を証する書類の写し(例:奨学金返還額証明書、償還領収書など)
- 就労等している者であることを証する書類(就労証明書(様式第5号)や確定申告書の写し、ハローワーク受付票など)
- 交付申請年度の前年度納税証明書
※市の保有する公簿により市税等の納税状況が確認できない場合のみ

③交付請求 : 交付決定後、市へ交付請求します。

【必要書類】

- 平川市奨学金返還支援事業補助金交付請求書(様式第7号)
- 口座番号が確認できる通帳またはキャッシュカードの写し

④補助金の受給 : 指定の口座へ補助金が振り込まれます。

②～④は各年度手続きが必要です。